

湖南市の指定管理者候補者選定基準

1 選定方法

指定管理者候補者の選定にあたっては、手続条例第 15 条の規定に基づいて湖南市指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が選定基準に基づいた審査により、指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)を選定します。

また、この結果により最終的に市で候補者を決定します。

2 選定内容

選定委員会が行う選定は、次の内容について行います。

- (1) 書類審査
- (2) プレゼンテーション(企画提案等)

3 選定基準等

選定基準等は以下のとおりとします。

なお、対象となる施設の規模等により区分を小規模定型、小規模専門、大規模定型、大規模専門の4つの区分に分類し以下の基準にそれぞれ配点を行うこととします。

また、個別事項については施設の特殊性等を考慮し、所管において必要な場合は項目として採点対象とします。

(1) 共通事項

- ① 事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保するものであるか。(手続条例第 4 条第 1 項第 1 号)
 - ・公共性の理解
 - ・平等性の確保
- ② 事業計画書等の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。(手続条例第 4 条第 1 項第 2 号)
 - ・利用者増加への取り組み
 - ・サービス向上への取り組み
 - ・施設の維持管理等への取り組み
- ③ 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。(手続条例第 4 条第 1 項第 3 号)
 - ・価格の適正
 - ・経費縮減等への取り組み
- ④ 事業計画書等に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか。(手続条例第 4 条第 1 項第 4 号)
 - ・安定した人的能力
 - ・安定した物的能力
 - ・安定した運営実績

(2) 個別事項

- ① その他、施設の性質又は設置目的を達成するために必要と認める事項(手続条例第 4 条

第1項第5号)

4 審査の内容

(1) 採点結果の集計方法等

選定基準に基づき、候補者を選定いただきます。

1. 新規(1者の場合)

1団体の応募であった場合に、書類審査およびプレゼンテーションを行い、採点を実施したのち、70点以上をつけた委員が多数であれば可とする可否判断を実施する。

基準点: 可(70点以上)

否(70点未満)

なお、可否同数の場合は、湖南省指定管理者候補者選定委員会規則第6条に基づき、委員長による総合的な可否判断によって決定する。

※否決された場合は、再公募を実施する。

2. 継続(1者の場合)

これまでの実績についての書類審査、プレゼンテーションを実施し、採点を実施したのち、70点以上をつけた委員が多数であれば可とする可否判断を実施する。

なお、可否同数の場合は、湖南省指定管理者候補者選定委員会規則第6条に基づき、委員長による総合的な可否判断によって決定する。

※否決された場合は、再公募する。

3. 複数応募の場合

書類審査、プレゼンテーションを経て、採点を実施する。採点については委員のうち最高点及び最低点を除いた平均点で決定する。

なお、同数の場合は、湖南省指定管理者候補者選定委員会規則第6条に基づき、委員長の総合的な判断によって決定する。

※平均点がどの事業者も70点に満たない場合は、再公募する。

4. 非公募施設の場合

湖南省指定管理者候補者選定委員会において、毎年度選定方法を決定する。なお、選定委員会により参加委員全会一致による場合については委員長による専決も可能とする。

5 選定の時間配分

施設概要等説明	15分(所管課)
プレゼンテーション	15分(申請者の説明)
質疑応答	15分(選定委員からの質疑)